



資料2-1

第202300217847号
令和5年12月1日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公 印 省 略)

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじ及びかたくちいわしの令和6管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定により諮問します。

（担当）水産振興局漁業調整課 資源管理担当 野々村

電話0857-26-7303、ファクシミリ0857-26-8131

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじ及びかたくちいわしの 令和6管理年度知事管理区分に配分する漁獲可能量について(概要)

令和5年12月6日

漁業調整課

1. かたくちいわし及びまあじの漁獲可能量の設定

農林水産大臣から資料2-3のとおり、令和6管理年度(令和6年1月1日から令和6年12月31日)のかたくちいわし及びまあじの都道府県別漁獲可能量の配分が示された。

都道府県知事は都道府県資源管理方針に定めた魚種について、漁業法第16条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聞き、農林水産大臣の承認を受けた上で、知事管理区分に配分する量(知事管理漁獲可能量)を定め、管理する必要がある。

鳥取県のまあじの漁獲可能量は「現行水準」(※1)となっており、まあじの鳥取県知事管理区分は「鳥取県まあじ漁業」のみとしており、鳥取県資源管理方針により、漁獲可能量の知事管理区分への配分量は「全量を鳥取県まあじ漁業へ配分する」こととなっている。

また、鳥取県のかたくちいわしの漁獲可能量は「77,000トンの内数」(※2)となっており、かたくちいわしの鳥取県知事管理区分は「鳥取県かたくちいわし漁業」のみとしており、鳥取県資源管理方針により、漁獲可能量の知事管理区分への配分量は「全量を鳥取県かたくちいわし漁業へ配分する」こととなっている。

これらのことから、資料2-4のとおり、まあじ漁業の知事管理漁獲可能量を「現行水準」、かたくちいわし漁業の知事管理漁獲可能量を「77,000トンの内数」とすることについて、漁業法16条第2項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会に諮問する。

尚、国からの通知があるうち、さんま、まいわし、うるめいわしについては当県の漁獲は、基本シェアの算定期間(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績が1トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としないとされているため、知事管理漁獲可能量への配分は無く、設定は不要。

(※1)全体の漁獲量のうち、おおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量が明示されるが、それ以外の県については、「現行水準」として配分される。この場合、目安となる数量が別途示されるが、著しく漁獲量が増加しないかぎり基本的に数量管理は必要ない(漁獲量の報告は必要)。

(※2)国の資源管理基本方針により、かたくちいわしは漁獲可能量による管理の段階的導入(ステップアップ)が適用されるステップアップ管理対象資源となっている。ステップ1(1年間を想定)では、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量については、具体的な配分数量は設定せず、同項第1号の漁獲可能量の内数として設定することとする(参照:資料1-6-1-7)。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する(資料2-5)。

2. 農林水産大臣からの本県への配分案

(1)まあじ

令和6年鳥取県割当数量(知事管理分):現行水準(目安数量400トン未満)

<参考:漁獲量> (単位:kg)

年	2018	2019	2020	2021	2022
TAC報告量	226,122	203,026	383,212	201,173	254,230

<参考:令和6管理年度まあじTAC配分>

知事管理分

都道府県名	島根県	山口県	長崎県	宮崎県	鹿児島県
数量(トン)	15,600	2,800	22,400	3,800	3,300

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県については、現行水準

(2)かたくちいわし

令和6年鳥取県割当数量(知事管理分):77,000トンの内数

<参考:漁獲量> (単位:kg)

年	2018	2019	2020	2021	2022
漁獲情報提供システム	45,625	41,780	42,340	14,200	29,678

※管理を行う際の参考となるかたくちいわし数量(54トン)

<参考:令和6管理年度かたくちいわしTAC配分>

知事管理分

具体的な配分数量は設定せず、秋田県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県は、77,000トンの内数

3. 今後の想定スケジュール(予定)

12月6日 漁獲可能量の設定の海区委員会諮問・答申

12月上旬 漁獲可能量の設定(局長決裁)の申請

12月中旬 国承認(申請後1週間程度必要)

12月下旬 漁獲可能量の公表(漁業調整課ホームページ、告示)

参考

【鳥取県の漁業種別カタクチイワシ漁獲量(シラスは基本、含まれていない)(出典: engan2※engan も同値)】

	小型居曳	船曳	地曳	かつら網	一本釣	延縄	こぎ刺	まき網	固定一重	固定二重	流し刺網	まき刺網	まき網(巾)	まき網(巾)	いらまき網	びうおまき	小型定置	たこつぼ	かご網	磯見	すくい網	じゃこまき	その他	合計kg
2010	0	570	0	0	42	0	0	0	9,543	0	6,810	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168,540	0	8,880	194,388
2011	163	45,800	0	0	6	0	0	0	1,775	0	16,242	0	0	0	0	0	0	0	0	0	186,525	0	59,640	310,153
2012	0	1,920	0	0	0	0	0	0	690	0	60	0	0	0	0	0	0	0	60	0	93,090	0	10,410	106,230
2013	0	6,190	0	0	0	0	0	0	1,470	0	1,087	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56,880	0	19,313	84,940
2014	433	103,284	0	0	0	0	0	0	0	0	618	9	0	0	0	0	0	0	0	0	31,915	0	5,388	141,682
2015	0	66,135	0	0	0	0	0	0	0	0	268	0	0	0	0	0	50	0	0	0	10,710	0	4,935	82,098
2016	0	53,165	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,590	0	14,988	108,745
2017	0	72,954	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61,823	0	4,320	139,197
2018	0	30,516	0	0	0	0	0	0	0	0	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,773	0	100	45,625
2019	0	28,196	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,404	0	180	41,780
2020	0	16,640	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,612	0	0	42,340
2021	0	7,168	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,964	0	0	14,200
2022	0	28,071	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,607	0	0	29,678
直近3年平均	0	17,293	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,394	0	0	28,739

※米子は、2014年 63kg 以降、2022年までカタクチイワシ漁獲量 0kg

※鳥取県の沿岸漁業では、2020～2022年の3年平均のカタクチイワシの漁獲量は、28.7t。ウルメイワシは年間1t以上の漁獲実績なし。

【根拠法令】

<漁業法(昭和24年法律第267号)>

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量(以下この節及び第二百五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。



資料 2 - 3

5 水管第 2081 号
令和 5 年 11 月 9 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.30%	400
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群		0.00%	
かたくちいわし対馬暖流系群	77,000 トンの内数	—	
うるめいわし対馬暖流系群			

(注記) 基本シェアの算定期間(令和 2 年から令和 4 年まで)の平均漁獲実績が 1 トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。

【別紙】

特定水産資源まあじ及びかたくちいわしに関する令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
1	鳥取県まあじ漁業	現行水準
2	鳥取県かたくちいわし漁業	77,000 トンの内数



資料 2 - 5

事務連絡
令和 5 年 11 月 9 日

鳥取県
水産主務課 御中

水産庁資源管理部
管理調整課資源管理推進室

令和 6 管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について（かたくちいわし対馬暖流系群（ステップ 1）及びうるめいわし対馬暖流系群（ステップ 1））

かたくちいわし対馬暖流系群（ステップ 1）及びうるめいわし対馬暖流系群（ステップ 1）について、令和 6 管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について、下記の表のとおり算出したので提示します。

記

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	参考シェア（%）	管理を行う際の参考となる数量（トン）
かたくちいわし対馬暖流系群	77,000 トンの内数	0.07%	54
うるめいわし対馬暖流系群		0.00%	0

（注記 1）参考シェアは、令和 2 年から令和 4 年までの都道府県及び大臣管理区分の 3 か年の漁獲実績シェアの平均値

（注記 2）管理を行う際の参考となる数量は、漁獲可能量に参考シェアを乗じた数値